

### 3. 「深刻度」の高い事例の特徴

回答した相談担当者が「生命・身体・生活に関する重大な危機」があると判断した 15 事例のうち、13 事例が養護者による虐待、1 事例が使用者による虐待、そして 1 事例がその他の虐待であった。養護者による虐待 13 事例のうち 9 事例で虐待者に精神障害等があり、2 事例で本人に行動障害があった。以下に代表的な事例の概要を示す。

表 3 深刻度の高い事例の概要

事例 A
10 代・知的障害・夫婦と子供からなる世帯。 精神障害のある父親による本人への暴力が傷害事件となつたことで表面化。警察介入し、児童相談所や市役所、相談支援事業所も入り、その後の対応について協議した。
事例 B
40 代・知的／精神／身体・女親と子供から成る世帯。 母親のうつが悪化し、介護の負担から本人の首を締める。母自身の訴えにより発覚。各機関と調整し、本人は入所を視野にロング・ショートを利用。
事例 C
50 代・知的障害・女親と子供から成る世帯 精神障害のある高齢の母親が事故に会い、自宅でネグレクト状態の本人を発見。一時的に保護した後、施設に入所。
事例 D
40 代・精神障害・兄弟のみからなる世帯 本人は統合失調症。刑務所帰りの弟からの度重なる暴力と金銭搾取。大怪我をきっかけに保護し、救護施設に入所。
事例 E
50 代・知的障害・他に分類されない世帯。 定まった日中活動なく、10 人を超える親族と同居。身体的虐待とネグレクトがあり、本人の不調にも家族が対応できない。入所を視野にロング・ショートを利用し、併せて家族への支援を実施。
事例 F
20 代・知的障害・女親と子供から成る世帯 一般就労先からの賃金未払いと性的虐待。賃金をもらっていないとの本人の訴えから支援を開始し、警察も介入して対応。新しい職場を見つけた。

注：事例 A～E は養護者による虐待、事例 F は使用者による虐待である。

### D. 考察

本研究では、大村ら（2014）の探索的な調査を補完することを目的として、地域の相談機関を対象とした障害者虐待事例の収集・分析を行った。分析対象とした 374 事例については、やや養護者による虐待の比率が多いものの、概ね全国の実態に則した幅広い事例を収集することができたと考えられる。

養護者による虐待は、本人の障害の種類や程度、コミュニケーション能力、経済状況、生活様式、ライフサイクル、支援の状況といった諸要因により極めて多様な実態をもつ。本研究では、特に世帯構成という切り口から障害者虐待事例の分析を試みた。結果、「女親（あるいは男親）と子供から成る世帯」「兄弟姉妹のみから成る世帯」「他に分類されない世帯」の占める割合が、全国の構成割合と比べて顕著に高いことが示され、大村ら（2014）の指摘するいわゆる“脆弱世帯”への支援の必要性が示唆された。実際に、相談機関で「深刻度が高い」と評価された事例はいずれも上記の 3 つの世帯タイプのいずれかに分類が可能であり、上記の指摘を補強する結果が得られたといえる。

特に「女親と子供から成る世帯」においては、左記の事例 B、C がそうであるように、長く子育てをしてきた母親が高齢となり、介護負担が増したり認知症様の症状が現れたりすることにより、虐待のリスクが高まることが推測される。長く努力して子育てに取り組んできた母親を虐待者にしないためにも、先の見通しを持った予防的な支援が求められる。

本稿では、収集した事例の情報の一部を用いて事例の類型化とリスク評価に資する初歩的な分析を行った。今後は、すでに収集している事例の情報をより丹念に分析・整理するとともに、新しい事例を継続して収集することで支援実態の変化を捉えることができると考えられる。

### E. 結論

養護者虐待事例における世帯構成の分析からは、家族機能の弱い家庭への予防的支援の重要性が示唆された。今後も継続的な事例の分析が必要である。

## F. 引用文献

- 1) 千葉県健康福祉部障害福祉課：障害者虐待事例集 1人1人を大切に～つながる&つなげる支援を～. 2015.  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenriyougo/gyakutai/documents/jireisyuu.pdf>
- 2) 大村美保・志賀利一・相馬大祐・五味洋一：相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—. 国立のぞみの園紀要, 7, 93-102, 2014.
- 3) 岡山県障害者権利擁護センター：障害者虐待事例集, 2013.  
[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/367305\\_2005170\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/367305_2005170_misc.pdf)

## G. 注

- 1) 重複回答（例「身体的虐待と心理的虐待の両方があった事例」）はそれぞれ計上していることから、パーセンテージの合計は100%を超える。

(資料2)

虐待事例調査のまとめ

## 虐待事例調査のまとめ

回答のあった374件の虐待事例の中から、代表的な虐待事例について整理を行った。なお整理に当たっては、「分類名」、「分類の定義」、「事例番号」、被虐待者の「基本情報」、「虐待の内容」とした(例)。被虐待者の「基本情報」内に年齢を記載しているが、ここでの年齢とは虐待を受けた年齢としており、また記載にあたっても、乳児、幼児、小学生…10代、20代、30代…というように、年齢等から本人が特定されないよう配慮を行った。

なお、「虐待の内容」欄に記入してある文についても、記入者の表現を崩さないよう、可能な限りそのままの表記を心がけた。

例)

「分類名」
「分類の定義」
「事例番号」「基本情報：年齢、性別、障害種別」
「虐待の内容」

### 事例1-1 養護者による虐待 知的障害 脆弱世帯

「暴力・暴言」「ネグレクト」「経済的虐待」の3種類に分類を行った。

I 暴力・暴言 ← 「分類名」
家族全体が弱く、その中でも弱い立場にある人への暴力や暴言。 ← 「分類の定義」
【事例1-1-1】 小学生・女性・知的障害 ← 「基本情報：年齢、性別、障害種別、虐待の種類」 ↑「事例番号」 父(知的)、母(知的)、本人、妹(ボーダー)の4人世帯。一番能力的に低い本人へ母と妹が暴言・暴力。手足につねつた跡、足首に痣。家が近づくと吐くなど本人の不安定さが目立つ。児相と市が関わっている案件。 ← 「虐待の内容」

## 事例1－1 養護者による虐待 知的障害

I 行動障害のある人への虐待
行動障害のある子への虐待。身体拘束をしたり、冷水をかけたりする等、家族で対応しようとした結果が虐待となっている。母子の強い共依存関係が背景にある事例が多い。家庭生活は破綻寸前である。
<b>【事例1－1－1】 20代・男性・知的障害・身体的虐待</b> 本人の問題行動が父にむかった際、行動をとめようとして虐待に発展。虐待防止センターと協働し、定期会議及びモニタリングを開催。その際、外部のスーパーバイザーを入れ、問題行動の分析と対応を検証。本人の行動が落ちつくと同時に虐待もなくなる。
II 高齢の親による抱え込みで生じた虐待
長い間、子どもの介護をしてきた親が高齢となり、介護が困難になる中で生じた虐待。身体的虐待が主。しつけという意識で、虐待との認識がないものが多い。長い期間、家庭で見てきたこともあり、支援が入ることへの拒否が強い事例も見られる。
<b>【事例1－1－2】 50代・女性・知的障害・精神障害・身体的虐待・性的虐待</b> 本人から区に、父(84歳)からは性的な行為の強要を(見返りとして5千円から1万円の支払いあり)、母(74歳)からは言うことを守らないと平手で頬を叩かれたり、頭をグーで殴られたり等の暴力があるとの訴えあり。事実確認のため家庭訪問を提案するも、その後が怖いとの理由で本人が拒否。母の身体的虐待については以前から通所先にも相談があり、その都度傷等の確認を行っているが目に見える外傷や様子の変化はない。通所先の施設長と区が話し合いをし、今後、本人を含めて会議を開くこととなる。本人は独り暮らしを希望している。
<b>【事例1－1－3】 40代・男性・知的障害・身体的虐待</b> 父が高齢で介護負担を感じている他、躾もあってか本人を棒で叩いているとヘルパーから通報あり。現在は、ショートステイを利用することで、父の介護負担の軽減を図っている。行政、ヘルパー事業所、通所事業所が連携し対応しており、今後は本人が家を出て生活することを目標としている。
<b>【事例1－1－4】 40代・男性・知的障害・身体障害・身体的虐待・経済的虐待</b> 父と付き合いのある相談員に「息子を叩いた」と連絡あり。相談員と行政職員が現状確認。打撲等認めた為、緊急でショートステイを利用。父親と話しを行い一反帰宅。しばらくしてから再度虐待があったため、保護目的でショートステイを利用。その後父親に認知症の診断がついたため、本人及び関係機関と施設入所に向けて検討中。
III 主介護者となった兄弟や父からの虐待
①親が亡くなり、本人を引き受けた兄弟や親戚が行う虐待、②母親の死亡や失踪により、残された父親が行う虐待。介護困難を背景とした身体的虐待やネグレクト、心理的虐待の他、金銭管理の方法に互いが納得していない状況が経済的虐待(疑い)として表面化することがある。
<b>【事例1－1－5】 50代・男性・知的障害・身体障害・ネグレクト</b> 8月に母が利用しているヘルパーステーションより、母の隣で寝ている息子さんが要介護状態であるにもかかわらず、ほとんど介護を受けずに放任されているのでサービスの利用ができないかと相談を受ける。同居の兄も弟の状態には気づいていたが、どうしてよいか

	<p>わからず食事と通院だけはなんとか世話をしていた状況。相談支援事業所が関わり、訪問介護、居宅介護サービスを利用するようになったが 11 月に死去。家族にネグレクトの意識は全くなかった。</p>
【事例1-1-6】	<p>20 代・男性・知的障害・身体的虐待・心理的虐待</p> <p>母の体調が悪く、父に本人の支援を依頼するも協力が難しく、本人に向かって暴言を吐く、突き飛ばす、蹴飛ばす等の行為あり。外では良い父を演じているため周りには分かってもらえない。母による通報だが、環境が変わるのは嫌なので保護は希望しない。当面の対応として、市から母へ様子伺いの電話とショートステイの利用の提案、生活介護利用時に様子と体の傷の確認をしている。</p>
IV 精神障害のある家族からの虐待	
何らかの精神障害(疑い含む)のある家族からの虐待。家族の精神科症状への介入が必要と考えられる。サービス調整をしても継続的な利用が困難なケースもある。	
【事例1-1-7】	<p>40 代・男性・知的障害・身体障害・精神障害・身体的虐待</p> <p>生活介護事業所が子(本人)を送迎した際、母より自身の体調不良が原因で子の介護が負担になってきたこと、つい手をあげてしまうという話が出る。また連絡帳に、首を絞めそうになったとの記載も。生活介護事業所より相談支援事業所に連絡。虐待防止センターへの通報を助言し、生活介護事業所より通報。通報後、母は精神科病院を受診。うつ病との診断。子は短期入所を利用。入所施設への入所を検討しているが、障害の重さを理由に受け入れ先が見つかっていない。</p>
【事例1-1-8】	<p>10 代・女性・知的障害・身体的虐待・経済的虐待・心理的虐待・ネグレクト</p> <p>日中活動先の事業所が、母から産まなければ良かった等の言葉による暴力や、携帯の取り上げ、自分と同じく知的障害のある同居の妹を溺愛する一方で、姉である本人に対して差別的対応があるとの訴えがあつたことを、本人から聞き通報。母は High EE に加え、発達障害の疑いあり。母の感情表出が高まり手をあげた際には、自力で非難できること、また 1 時間で行ける所に頼れる祖父母がいること、身体的外傷を伴うレベルではないこと、事業所への発信もできることに加え、家族や母に対する愛着もあるため、一緒に生活できないレベルではないと判断。家族支援を含め、状況を常に注視している。</p>
【事例1-1-9】	<p>10 代・男性・知的障害・発達障害・ネグレクト</p> <p>本人出産時、母が若かったこと、また精神疾患があったことから妊娠当初から行政が関わっていたケース。祖母が、厳しい叱責、外に出すなどの行為を度々見聞きしたため、学校の先生へ相談し発覚。児童発達支援や短期入所などを利用し、母の養育負担を軽減する形でサポート。</p>
【事例1-1-10】	<p>10 代・男性・知的障害・ネグレクト</p> <p>3 人目位の父はボーダー、母はパーソナル障害という家庭で、生活費がお酒や煙草等の嗜好品に使われてしまう他、学校の送迎が父母の気分でされる為、登校できる日が少なかった。18 歳の時、最終的には中途退学となり、グループホームへ入居。世帯分離を行う。</p>
V 悪意のあるきょうだい、親族	
きょうだいや親族が本人から意図的に経済的搾取等の虐待を行っている。	
【事例1-1-11】	<p>40 代・男性・知的障害・経済的虐待・心理的虐待</p> <p>義兄が本人宅の合鍵を所持しており、自由に入り出している。冷蔵庫、ガスコンロ、食材を</p>

	<p>勝手に使っている他、電気も本人宅から延長コードで引いている状態。さらにメモで、二輪免許取得代23万円、車購入費165万を準備するよう指示していた。本人は義兄からなにをされるかわからないので、直接拒むことできず。遠方に住む叔母からの電話で発覚。近所の親戚の援助は期待できない状態。虐待防止センターが本人の自宅を訪問し聞き取りを行う。コア会議メンバー6人で義兄宅を訪問するも出てこず。後日、訪問した理由と金銭の要求等を止めるよう紙に書き郵便受けに投函。以後、金銭の要求等は止んでいるが、センターが定期的に訪問を継続中。</p>
【事例1-1-12】	<p>50代・女性・知的障害・精神障害・身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待 叔父が、つねる、叩く、金銭を渡してくれない、死んでしまえ、きちがい等と言う、といったことを、本人から生活介護事業所が聞く。行政に報告。カンファレンス実施後は落ち着くも、行政より本人の発言を記録するよう言われる。</p>
VI その他の虐待	
今回の類型に分けられない特徴的な虐待案件。虐待として扱うかどうかについては、議論の余地がある事例も少なくない。	
【事例1-1-13】	<p>40代・女性・知的障害・ネグレクト 本人と息子、夫の3人暮らし。家事や金銭管理ができない妻(本人)に対し夫が無関心になり、何も支援をしないようになる。息子が仕事で外にいたある日、事業所の相談員と行政のワーカーが自宅訪問をしたところ、本人の意識がもうろうとしており横たわっていたため救急車を要請。行政へ通報。いくつかの施設の短期入所を繰り返す中で家族と話合いを行い、現在は長期的に施設入所中。</p>
【事例1-1-14】	<p>20代・男性・知的障害・身体障害・身体的虐待 アルコール幻覚症のきょうだいから、一方的に殴る蹴るの暴行を受け、緊急搬送される。病院から相談支援事業所に連絡。福祉課と状況確認に入り、きょうだい分離のため公共施設での宿泊支援を実施。当時、本人の情緒も不安定で通所を拒んでいた為、本人の意向を確認しながら日中の活動場所やショートステイ先を検討。本人の相談できる先の確保、家庭内の状況把握の為、相談支援実施。見守り継続中。</p>
【事例1-1-15】	<p>50代・女性・知的障害・身体的虐待 夫が妻(本人)に対し暴力。妻が警察署に駆け込む。警察署が事情聴取の上、夫を逮捕。警察からの通報で虐待防止センターが妻を障害者支援施設に一時保護。暴力は日常的であり、妻から離婚の意志が確認される。夫も離婚に同意し離婚。妻は障害者支援施設の一時保護から町外のグループホームに入居。</p>
【事例1-1-16】	<p>30代・女性・知的障害・ネグレクト・心理的虐待 母と2人暮らしだが、本人は母屋とは別にある倉庫の2階で生活している。暖房器具や生活用具はなく、食事は自分で購入したパンや菓子類を食べている。トイレもないため、自室でバケツなどに排泄し、部屋は悪臭がする。糖尿病の治療が必要だが、お金がないので通院できないことが、就労移行支援事業の利用を始めたことで発覚。相談支援センターが母から状況を聞き取り、入院治療→生活保護→短期入所→後見制度→グループホームという形での支援を組み立てた。</p>
【事例1-1-17】	<p>20代・男性・知的障害・経済的虐待 A型事業所の利用を希望していたためアセスメントを開始したところ、以前もらえていた小</p>

遣いが現在は全くもらえない、兄にメガネが必要なのに買ってもらえない等の訴えが聞かれる。就職面接用のスーツを用意するように言うも「両親が用意してくれない」とのこと。これ以外にも滞っている支払いあり。事業所担当者、相談員が度々自宅訪問にて両親と話をするが改善の見込みなし。A型事業所に採用後、母に貸したお金が返ってこないと訴えがあり、相談員から市へ通報し対応を協議。父母は福祉制度への理解が乏しく利用に消極的。

#### VII 虐待者への福祉的な支援が主体の児童虐待(児相ケース)

被虐待者への支援は児童相談所等であるが、虐待者である養護者への福祉的な支援が重視された事例。虐待防止センターに通報されたケースもある。

##### 【事例1-1-18】 10代・男性・知的障害・身体的虐待

母、兄弟に知的障害あり。9年前に父親(現在離婚)が長男に虐待し、兄弟を一時措置した時から定期的にモニタリングを実施。長男の進学(現在養護施設措置)、次男の成長に伴う子育ての不安から、母が精神状態不安定となり次男へ暴力。母自ら児相に相談し、次男を一時保護。次男のサービス調整、母の不安へのフォローを実施。

## 事例1-2 養護者による虐待 知的障害 脆弱世帯

「暴力・暴言」「ネグレクト」「経済的虐待」の3種類に分類を行った。

I 暴力・暴言
家族全体が弱く、その中でも弱い立場にある人への暴力や暴言。
<b>【事例1-2-1】 10代・男性・知的障害・身体的虐待</b> 父が単身赴任のため、祖父母が本人の面倒をみている。祖父が強い口調で本人と接する為、本人が興奮し祖父に向かっていく。そのため祖父も本人に手を出してしまう。目に青あざをつくってきたこともある。支援者で協議し、学校から祖父自身が児相にSOSを発信するよう伝える。ヘルパー、学校、児相、市で今後について協議。児相の一時保護は対象外とのことで入所施設の短期入所を利用する方向でまとまる。関係者、祖父、父と調整し、本人一時保護扱いで入所となる。
<b>【事例1-2-2】 30代・男性・知的障害・発達障害・身体的虐待</b> 本人は生活介護を利用。放火により収監され3年の刑期を終え出所(2011.9)。母、祖母、姉、本人の4人暮らし。2013年4月:母より本人が悪そうな目つきをしていると相談の電話が事業所に入る。話を聞くと、本人が家でむしゃくしゃしたことがあり家を飛び出ましたが、姉が追っかけ縛ったり、叩いたりしたこと。虐待防止センターに報告。その後、一緒に自宅訪問。2013年11月:生活介護事業所にて体に傷発見。センターに報告し一緒に自宅訪問。その際、祖母の顔にあざ発見。本人が祖母に暴力をしたとのこと。2013年12月:生活介護事業所で体に傷発見。入浴時、言うことを聞かないで蹴ったとのこと。センターに報告し一緒に母、本人と面談。
II ネグレクト
養護者も含めて家族全体が弱く、結果としてネグレクトになるケース。
<b>【事例1-2-3】 10歳未満・女性・知的障害・身体的虐待・心理的虐待</b> 家族4人全員知的障害あり。母の発言、近所や小学校の担任、友人からの報告等で虐待が発覚。行政も入れて経過観察中。経済的困難により手当てで生活しているので施設入所は拒否。サービス利用計画を立て定期的にモニタリング中。
<b>【事例1-2-4】 20代・男性・知的障害・身体的虐待・ネグレクト</b> 生活介護事業所より、毎日同じ服を着てくるので事業所で服を買う等の支援をしている他、最近では食事をしていない様子がうかがえるとの相談が市へ入る。市から介入要請を受けた事業所の相談員が自宅を訪問。主養護者だった祖母が入院し、これまで介助をしたことのなかった祖父が本人をみているのだがどうしていいかわからず、自閉症である本人の執着した行動に手がでることもあるとのこと。祖母は退院後要介護となることが見込まれたため祖父母と相談し、本人施設入所となる。
III 経済的虐待
脆弱な世帯での経済的虐待。
<b>【事例1-2-5】 40代・女性・知的障害・身体障害・ネグレクト・経済的虐待</b> 生活介護担当職員より、1年程で体重が45kgから28kgに減少との報告あり。母(軽度知的)は糖尿病で入院中、弟(軽度知的)と2人暮らし。収入は年金のみ。管理は近所にいる

	<p>妹(軽度知的・生保)が行っており、本人には小額しか渡さず、家賃やサービス料は滞納中。妹と何度も面談をしても都合のよい嘘をつき状況が改善しないため、2011年に市へ通報。しかし虐待にはあたらないとの回答。母の入院を機に虐待防止センターが定期的に妹と面接するも改善の余地なし。年明けに市長申し立てをし、後見人をつけることとなる。</p>
【事例1-2-6】	<p>40代・男性・知的障害・経済的虐待</p> <p>両親と3人暮らし。家計は父が管理。母が認知症になり、オムツ等の諸経費がかかるようになり日常生活自立支援事業を利用したところから、父が本人のお小遣いを勝手に使うようになる。両親のケアマネ、社協、事業所と連携し、父に対しては本人が金銭管理することの大切さを伝え、本人にはお小遣い帳をつける支援をしている。</p>
【事例1-2-7】	<p>10代・女性・知的障害・経済的虐待</p> <p>計画相談のモニタリング時、サービス事業所からサービス利用開始から一度も利用料の支払いがないことを聞く。支払いの打診をすると「払います」というものの支払われたことはない。滞納額は10万円を超える。また、夜遅い時間に本人が独りで道を歩いている姿を見かけることもあり、家庭での状況が心配。児童扶養手当、特別児童扶養手当の他、福祉事務所から必要な扶助は給付されている他、H26.8に本人の障害年金が支給決定となったが、その後も利用料の滞納は続いている。現在、役場や小学校と連携しながら情報収集・共有を行っている。</p>
【事例1-2-8】	<p>20代・男性・知的障害・経済的虐待・ネグレクト</p> <p>本人が勤める企業(一般企業)の担当より、入浴や洗濯等がされていないようで、職場内で体臭により周囲に影響がでてきたとの連絡が、求職活動の支援をしていったセンターに入る。本人を含め母と面談。母、姉、本人の3人暮らしだが、本人の生活スペースのみ壁で仕切られており、ほとんど本人の生活に干渉していないこと、また、生活費は本人の給料と年金でまかなわれており、本人が自由に使えるお金はほとんどないことがわかる。本人の意向としては現在の生活を継続、母親を支えていきたいとのこと。現在、定期的に自宅を訪問し、清掃、洗濯、ごみの分別等の支援の他、本人との面談、母を交えて自立生活のためのステップとしてのグループホーム入居を検討している。</p>
【事例1-2-9】	<p>10代・男性・知的障害・経済的虐待</p> <p>以前から、家庭の経済状況は苦しかったので市が関わりを持っていた。本人が就労移行を利用するにあたり、本人の給料の使い方を父とも確認し、約束していたが、実際には子供から全て取り上げてしまうことが続いた。食べるものがないことが表れたになることを恐れ、子供を家に閉じ込めてしまうがあり、児相へ保護。父に会議への出席を依頼するも欠席。</p>

### 事例1－3 養護者による虐待 身体障害

虐待者と被虐待者の関係別に「子どもによる虐待」「配偶者による虐待」「親による虐待」「きょうだいによる虐待」に類型化したものと、「児童相談所のケース」に分類を行った。

#### I 子どもによる虐待

子ども、主に息子からの虐待。高齢者虐待で多くある息子による虐待に近いイメージがある。

##### 【事例1－3－1】 70歳以上・女性・身体障害・ネグレクト

本人全盲のため毎日ヘルパーを利用中。ヘルパーに、毎日お風呂に入りたいが時々しか入れないこと、食事が1日2食で夕食も遅いためお腹が空くこと、洗濯機を使わせてもらえないこと、娘と思うように話ができないこと、同居ではあるが施錠されていることを話すも、本人は虐待との意識なし。ヘルパーが虐待として受け止め、虐待防止センターへ通報。後日、センター職員、市職員、計画相談の職員で訪問することとなる。

##### 【事例1－3－2】 70歳以上・女性・身体障害・身体的虐待

生活介護事業所で入浴をした際、打撲痕を発見する。本人に尋ねると「家で打った」と言う。その頃、ご主人が入院。病院で「息子に暴力をふるわれているが、宗教上の修行でもあり仕方がないこと」と話す。本人にも確認。「暴力はされていない」と言い張る。その後も数回打撲痕を発見。事業所が障害福祉課に通報。介護保険サービスも利用していたため、既にケアマネ等も把握済みで、高齢者虐待として動かれていた。しかし、虐待現場を誰も見ておらず、また本人も「虐待はされていない。暴力はない」と言っていることから虐待として判断されず。現場を見次第、介入していく予定のこと。

##### 【事例1－3－3】 60代・男性・身体障害・経済的虐待

子どもと2人暮らし。子どもが悪い友人にけしかけられ、父の年金を勝手に下ろし友人に搾取されることが続く。父が警察に駆け込み発覚。警察が市に通報。事業所と市が連携し、一時保護等を調整。最終的には他市のグループホームに、友人、子どもに知られないよう入所。現在は落ち着いた生活を送っている。

##### 【事例1－3－4】 50代・男性・身体障害・高次脳機能障害・身体的虐待

高次脳機能障害支援拠点施設退所後、自宅で生活していたが、息子が対応しきれず日常的に暴力をふるっている様子があると、ケアマネより事業所に連絡が入る。すぐに事業所、ケアマネとで事実確認及び緊急対応。行政と話し合いを実施。訪問時、妻は思いつめており、前日も首をしめそうになったと涙ながらに訴える。介護保険サービスでショートステイの受け入れ先を探すも見つからず。また、本人の拒否もあり、安全確保が行えない状況。その後医療保護入院となる。現在、内服薬の調整を行いながら退院に向けて調整中。高次脳機能障害支援拠点施設にも上記の件を報告。退院後のフォローについて、今後調整会議を行う予定。

##### 【事例1－3－5】 60代・女性・身体障害・身体的虐待・心理的虐待

次女から踏まれたり、蹴られたりする他、「かたわ」「だるま」等の暴言を吐かれ精神的に辛いと通報。主治医に相談。2人が一緒にいる時間を減らした方が良いとのこと。本人が通える日中活動の場の確保、ショートステイの利用について提案するも、本人の希望がころころ変わるために真意がつかめず。そういう間に65歳を迎え介護保険に切り替えとなる。現

在は、担当ケアマネと情報共有中。	
II 配偶者による虐待	中途で障害を負った場合、配偶者に介護の負担が重くのしかかり、結果として虐待に至ってしまう。サービスの利用で多少は緩和されるものではあるが、限界がある。
【事例1-3-6】 70代・男性・身体障害・経済的虐待	
	生活保護、年金、工賃を全て妻が引き出し、生活費以外に自分の遊興費にしてしまう。本人認知症があり、妻に「お金を渡したけど使ってしまったでしょ」と言わると納得してしまう。欲しい物が買えず万引きしたこともある。煙草を息子にねだるようになった頃から、息子が年金、生活保護が入る通帳を管理するも、妻がキャッシュカードで引き出してしまう。工賃は、本人に直接渡してもらうようにした。関係機関が連携し、夫婦の経済状況や生活の様子を息子に報告し、息子が注意して確認するようになったが、本人は妻の言い分を全面的に信用するため、実際に改善されているかは不明である。
【事例1-3-7】 60代・女性・身体障害・身体的虐待	
	以前から、夫からの暴言や暴力による骨折等に悩まされてきた。夫の精神科通院も途絶え、机や鉄パイプを玄関に置いて「たたき殺す」等の言動もあり、毎日ヒヤヒヤして過ごしている。他県にいる長男・次男を呼び寄せ支援会議。行政へ通告。夫、医療保護入院となる（ピック病の診断）。現在本人は自宅で単身生活を送っている。
III 親による虐待	親から子への虐待。先天、中途はあまり関係なし。
【事例1-3-8】 20代・女性・身体障害・高次脳機能障害・身体的虐待	トイレ介助の際、右太腿にあざがあるのを生活介護事業所の職員が発見。本人に尋ねると「お母さんが怒って」と答えたため、職員から母に、あざがあるが事業所職員に思い当たることが無く、何か気づいたことはないかと尋ねると「別にいいです」と気分を害したような返事が返ってくる。事業所から支援センターに相談も含め通報。今後は母に話す前に支援センターに連絡を入れることとし、母には支援センターから様子をうかがう連絡をいれることとなる。
【事例1-3-9】 40代・女性・身体障害・高次脳機能障害・身体的虐待・心理的虐待	母の思い通りにならないとあざができる程の強さで手を引く、激しく叱咤する等、一定の状況を超えて印象を、サービス提供中のヘルパーが受けたことから、ヘルパーが虐待防止センターへ通報。母は虐待とは感じておらず。区のワーカーや相談支援専門員を入れ、家庭への見守りを強化している。
IV きょうだいによる虐待	親が高齢となり、親の力が弱ってきたことをきっかけに起こっている虐待。
V 被虐待者への福祉的な支援が主体の児童虐待（児相ケース）	被虐待者への支援は児童相談所等であるが、虐待者である養護者への福祉的な支援が重視された事例。虐待防止センターに通報されたケースもある。

## 事例1-4 養護者による虐待 精神障害

虐待者を「親」「配偶者」「子ども」「きょうだい」「その他」に類型化したものと、「本人の精神症状や行動による」「家族性」の7種類に分類を行った。

### I 親による虐待

親からの虐待。親と金銭をめぐりトラブル。

#### 【事例1-4-1】 40代・女性・精神障害・身体的虐待

平成25年10月まで両親と3人暮らし。母が認知症になり、父が母に手をあげるようになり高齢者虐待により分離。父と本人の2人暮らしとなる。就労継続支援B型事業所へ通っている際、顔にアザを発見。父に殴られたとの事。市に通報。市と一緒に訪問。父に注意を促し毎月訪問・面談を行いながら経過観察中。

#### 【事例1-4-2】 20代・女性・精神障害・身体的虐待・心理的虐待

独り暮らしを希望し来所。様子がおかしかったため独り暮らしをしたい理由を尋ねると、父からの暴力・暴言が発覚。3番目の母からの証言等により、小さい頃から虐待があったことが分かる。分離するも条件が厳しかったのか自ら出ていってしまう。その後も様々な先を検討するうまくいかず。市外での住居確保に伴い生活保護要請、相談支援事業所へのつなぎ支援、当面必要な物品購入支援を行う。

#### 【事例1-4-3】 40代・女性・精神障害・身体的虐待・心理的虐待

本人と同じ病院にかかっている知人より通報。本人からメールが月に2・3回以上あるが、その内容が「言葉の暴力を言われる、父に出て行け、死んでしまえと言われる」といったもの。両親へ聞き取りに行くと、椅子に座った本人の足に少しうつかっただけでも「蹴った！」と大騒ぎする、深夜にテレビをつけっぱなしで寝ている本人を注意するため父がポンポンと身体を叩くことはあるが力いっぱい殴ることはないと、また「食事を与えてもらえない」という訴えに対しては、母が毎日野菜スープを作っていることが分かる。本人と両親は中でも部屋の片付けやアパートの処遇をめぐって口論になることが多いため、当面は相談支援事業所の担当者と在宅ケアセンターで相談に応じていくこととする。今後は関係が行き詰った時はショートステイを利用できればと考えている。

### II 配偶者による虐待

夫からの身体的虐待。

#### 【事例1-4-4】 50代・男性・精神障害・身体障害・経済的虐待

自費ヘルパーの利用頻度が高く、利用料は月100万円を超える。支出は全て夫の財産から行われていた。内容も支援から逸脱していることが明白なため、請負事業所が心配して相談。虐待者である妻にも身体及び精神障害あるため、本人には成年後見を、妻には地域権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を導入し、現在は落ち着いている。

#### 【事例1-4-5】 30代・女性・精神障害・心理的虐待・身体的虐待

自宅で夫の仕事を手伝っているが、長時間集中して仕事をすることができず、夫から叩かれる、説教されるなどのことが深夜まで何時間も続けられることを、本人が相談支援センターで話す。精神科の医師や周囲からは離婚を勧められるが、離婚する意志はない。相談支援センターからは離れて暮らすことを提案するも、犬を飼っていることを理由に拒否。メ

	ールにて状況確認のやりとりを行い、本人の意志が固まるのを待っている。また必要時・緊急時に保護できるよう方針を立て、関わりを継続している。
【事例1-4-6】	60代・女性・精神障害・ネグレクト 本人、無断進入し徘徊しているところを保護。氏名・住所のみかろうじて言えるものの、時々奇声をあげることあり。夫は夜遅くに帰宅するが多く、障害者の看護・監督を放棄していることが疑われる。警察からは、自宅に帰すのは養護者不在、再度徘徊の危険があるため保護先を見つけて欲しいとの要望あり。障害者虐待通報後、保健所、保健センター、障害者生活支援センターと連絡を取り、情報収集、支援策の検討を行う。その後成年後見人が居ることが判明。後見人から夫に連絡を取ってもらうもなかなかつかまらず。保護先として病院を探すも、しばらく受診していないこと、カルテが無いこと、自傷・他傷行為が無く緊急性がないことから入院を断られる。施設保護を検討するも、精神障害者福祉手帳の有効期限が切れていた他、現在受けているサービスも無く、緊急時責任が取れないことを理由に障害者施設も断られる。一時的に高齢者施設での受け入れが決まったところで夫に連絡とれる。夫からは自宅に戻して問題無いとの事で、支援課と後見人が本人を自宅まで送り届ける。その際、受診をして支援につなげるよう夫に話す。自宅はごみが山積みで、調理も難しい状況。食事は夫が買ってくる弁当を食べているようだが、仕事でない日中はどのようにになっているかは不明。帰宅後、受診した形跡がないことから半月後に、保健所、後見人、生活支援センター、支援課で自宅訪問。便所も風呂も使われている形跡はない。至急、自宅の清掃、病床回復及び支援に繋げるよう後見人に協力を依頼。
III 子どもによる虐待	脆弱な世帯でのネグレクト、身体的虐待、経済的虐待。
【事例1-4-7】	70歳以上・女性・精神障害・経済的虐待 自宅で長年独居生活。鬱状態が悪くなると自宅にこもりがちになるため、市職員から支援センターに紹介。H21年から関わる。H23年夏に暫く姿が見えないので支援センター職員が様子をうかがいに訪問。ひどく痩せている本人を発見。配食弁当や居宅サービスの利用を勧めるも金銭的な問題で拒否。別居の息子夫婦が年金を管理し、十分なお金を渡されていないことを確認。しかし、本人は、以前訪問販売で高価な不要物を購入し、借金して息子に迷惑をかけたからと金銭問題への介入を拒否(借金は本人の貯蓄で支払われており、息子は手続きのみ)。定期的な自宅送迎による通所で、昼食の確保と安否確認を実施。鬱の状態も安定し元気を取り戻す。H24年鬱の悪化と欠食の疑い、通所の休みが続いたため自宅を訪問。歩行も覚束ない本人を発見。食事の確保、受診の付き添いを行う。市に通報。金銭の問題は変わらず、息子は本人の年金を当てにしていることを恥びれなく言う。息子の妻が食事を運ぶことを約束するも1回程度運んだだけでその後は放置。話合いを重ねても状況変わらず。このケースを虐待として扱って欲しいと市に相談。市の担当が訪問し、事情を聞いた上で虐待が疑われることを告げたところ、息子夫婦はその言葉に驚き、最終的には養護老人ホームに入所となる。
【事例1-4-8】	50代・女性・精神障害・身体的虐待 地域活動支援センターでの面接時、娘に叩かれたとの発言あり。時々顔にあざができることがあることもあった。ただ、娘を頼りにしている部分もあることから、しばらく様子を見ながら状況を確認。4ヶ月後デイケア事業所より相談あり。パジャマ姿で逃げるよう送迎バスに乗り

	込んだ他、手や顔に引っかき傷もあったとのこと。それだから話を聞いた上で、市職員と同行し本人と娘を分離するため施設にて保護。現在は宿泊型自立訓練施設で生活。
【事例1-4-9】	60代・女性・精神障害・経済的虐待・身体的虐待 自宅で息子と口論になり殴られ顔にあざができる。市役所に相談するか尋ねると「自分も悪かったのでいい」とのこと。できるだけ顔を合わせないよう生活することを提案。その後は落ち着いている。また、息子に通帳を取り上げられ使い込みされ生活が苦しくなったこともあります。職員が息子と話をし、通帳を返してもらう。その後通帳は施設で管理している。
IV きょうだいによる虐待	きょうだいから。同居では身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待。別居では経済的虐待が多い。
【事例1-4-10】	50代・女性・精神障害・経済的虐待 本人が好意を寄せていた男性に対し、たくさんお金を使っていたため、姉が本人の障害年金を管理。しかし、渡されるお小遣いがとても少なく、食費にも困る状況。また、本人は母屋ではなく離れにおり暖房も水道も無い状況での生活。就労継続B型の職員がグループホームへの移行を検討したが、お互いに依存しているところもあり移行はせず。
V その他による虐待	祖母からの身体的虐待、妹の内縁の夫(別居)からの経済的虐待・心理的虐待
VI 本人の精神症状や行動による虐待	本人の精神症状や行動が要因となって起きる虐待。本人へのアプローチが優先。治療反応性が少ない・ない場合に家族へアプローチ。
【事例1-4-11】	30代・男性・精神障害・心理的虐待 本人より、父親から言葉による暴力を受けたと相談されたが、いつもお小遣いがなくなるとお金を親に要求し喧嘩となるとのことから、話を聞くのみとした。しかし、本人が虐待防止センターに相談へ。その後、落ち着いて考えると親には世話になっている思い直し、自分で取り下げに行く。
【事例1-4-12】	40代・女性・精神障害・ネグレクト 娘が退院すると薬を飲まず再燃を繰り返している。自宅以外で暮らして欲しいので施設を探しているとの相談が両親よりある。自宅訪問時、本人と疎通取れず混乱。興奮状態にある本人を放置し、不穏になれば入院という形で保護してもらえることを期待しているような感じ。その後、幻覚、妄想により措置入院。現在は医療保護入院にて加療中。医療機関に120万円の未払い金があるが行政等への相談はない。年金収入、アルバイト収入があり課税世帯。退院先について病院を通じて相談あり、今後予定されているケア会議で経済面の対応と分けて関与する予定。
【事例1-4-13】	20代・女性・精神障害・ネグレクト 本人、ひきこもり、精神科通院が中断。母に受診を勧めるも拒否。本人は食事もトイレもできない状態にある。その後、本人が母へ熱湯をかけ、母が警察を呼んだことから精神科に医療保護入院となる。退院後に母子分離し、グループホームへ入居。
【事例1-4-14】	40代・女性・精神障害・身体的虐待 夫婦間の口論から、夫が本人の頭部を平手で殴打。本人が痛みを訴え、夫が119番通報。緊急搬送されたが異常なし。救急隊員より警察へDV案件として通報。警察より在宅ケ

アセンターへ通報。本人「心因反応」と診断され精神科病院に数回入院。波があり、会話が成り立たない時もあれば家事ができて子どもとコミュニケーションがとれる時もある。後日、警察の聞き取りに対し、夫は「落ち着いているので家族で頑張りたい」と話す。DV 案件もあり、DV 関係機関との協議をすすめることとなる。

## VII 家族性の虐待

家族の精神疾患等や家族の無理解が要因の虐待。

## 事例1－5 養護者による虐待 発達障害

虐待要因の主が「養育上の問題」となっている。

I 養育上の問題
家族側に養育上の問題がある。
<p>【事例1－5－1】 10歳未満・男性・発達障害・身体的虐待</p> <p>兄が中学生になり、家庭内で暴言、弟に暴力が出現。父は、兄の態度や行動にイライラし、兄を殴る行為あり。弟が通う児童発達支援センターより事業所へ相談。母、児童発達支援センター、事業所の3者で面談。弟が2014年より小学校にあがり児童発達支援センターとは直接の関わりが切れるため地域の保健師へ連絡。定期訪問を行い経過観察中。</p>
<p>【事例1－5－2】 20代・女性・発達障害・心理的虐待</p> <p>就労移行支援事業所での昼休憩中“家族との言い合い”が話題になった際、本人が「私もお父さんにはっぺをつねられた」と話した。本人がいつもしているマスクをとると、両頬につねられた傷跡発見。送迎者の中でも父に叩かれことがある旨を吐露していた。事業所より支援センターに連絡。事業所を訪問し、本人から聞き取りを行う。両頬につねられた跡数ヶ所確認。本人に、親子であっても身体に傷をつけるような行為をしてはいけないことを説明し、何かあればすぐに事業所の職員か支援センターに相談するよう話す。福祉事務所に本人の状況を報告。</p>
<p>【事例1－5－3】 10歳未満・男性・発達障害・その他</p> <p>朝6時、母から市役所へ「本人が長女(姉)に噛み付いたり叩いたりして手に負えない。自分は本人をどうにかしてしまいそう。施設に入れたい」との電話が入る。受診をすすめる。父は施設入所反対。保育園休みの土日に通所サービスを利用し母の負担軽減を図る。両親と電話ないし訪問にて面談を重ねる。短期入所の紹介、療育の専門家との面談日程調整を行う。1ヶ月半後、母がネットに本児のことを書き込んだことをきっかけに県警と児相が子供(本人・長女)を一時保護。福祉サービス終了となる。</p>

## 事例1－6 遠い親戚による虐待

遠い親戚としているが、被虐待者の義弟や母親の交際相手などが虐待者としてあげられた。虐待の種類で「経済的虐待」「性的虐待」に類型化した。

### I 経済的虐待

本人との関係は薄い親戚からの虐待。虐待者と被虐待者は同居していない。

【事例1－6－1】 70代・女性・精神障害・経済的虐待・心理的虐待

アパートへ来所した甥や姉に罵声をあびせられ、お金を出せと繰り返し迫られた他、灯油を持っていかれたり、姉、甥の家の電気が止まったからとアパートに転がり込んできたりしたこと等が聞かれたものの、世話になっているし、他に身内がいないから訴えない、甥が捕まつたら大変だ、まだ若いから頑張って欲しいとのことだった。しかし、入院中の妹の年金も甥が管理し、医療費や衣類等が不足していることを伝えると気持ちは一転。事業所から県振興局へ、甥の対応について相談することに了解を得る。振興局から市町村へ指導。市町村が定期訪問を行うこととなる。

### II 性的虐待

被虐待者本人と虐待者は同居しておらず、虐待者と本人との関係性は薄い。虐待者と被虐待者の母親との関係性が強い場合が多い。

【事例1－6－2】 50代・女性・知的障害・性的虐待

父が突然死亡し、急遽地域で独り暮らしすることとなる。母の妹の夫が夜の見回りを理由に頻回に訪れ、性的ないたずらをされるとの訴えあり。民生委員等と共に母の妹の夫に確認するも「父がいなくなり、独り暮らし心配だから様子を見に来ているだけ」であることを主張。本人が拒んでいることを伝え、訪問を止めるよう話すも1ヶ月後に再訪開始。本人、知人宅に泊まりに行くようになる。しかしそこでも知人の彼から性的なことをされた様子。この他にも宗教関係者も出入りするようになり、地域での独り暮らしが困難となったことから、行政に相談し、数ヶ所見学後、グループホームへ入居することとなる。虐待の事実は把握できていないため通報には至らず。

## 事例1－7 第三者による虐待

虐待者が家族や親戚(養護者)、事業所や使用者(従業者)以外の者による虐待(第三者からの虐待)。
<p>【事例1－7－1】 30代・女性・知的障害・経済的虐待・心理的虐待</p> <p>本人と彼の2人暮らし。彼の暴力により、彼女が保護を求めショートステイを利用。その後グループホームへ入居。彼には住所を伝えていなかったが迎えにくる。本人と連絡が取れなくなる。本人から支援者に連絡あり。現在は、本人の希望で彼と2人暮らし。保佐人、通所、支援センターで、本人分の生活費、医療費の確保、彼からの暴力がないよう定期的な見守り・聞き取りを実施。</p>
<p>【事例1－7－2】 60代・男性・知的障害・経済的虐待</p> <p>友人の出入りや付き合い方に不信感をもった親族が役所へ相談。センターにつながる。友人は本人とカラオケや食事に出かける。本人にとっては楽しいことを一緒にしてくれる大切な友人だが、支払いは全て本人が負担しており、3～4ヶ月で数百万円の支出。相談後、保佐人をつけ財産を管理。今までの友人とは関係を絶つよう指示。本人は無理やり引き離された感じ。ヘルパー利用、地域活動センター等につなげ生活全般の見直しを行う。</p>

## 事例2 施設等の虐待

事業の種別で「施設入所」「GH」「訓練等給付」に類型化したものと、「法人の悪意」に分類を行った。

### I 訓練等給付事業所の虐待

就労訓練や自立・機能訓練の指導のエスカレート、あるいは福祉サービスの基本知識不足が原因で生じる虐待。重度の障害のある人の対応と比較すると、アセスメントや支援技術の不足をある程度想定したにしても、許容できない行為。管理者レベルの虐待が多い。

#### 【事例2-1】 40代・女性・知的障害・心理的虐待・性的虐待

就職する前に通所していた就労継続B型事業所の職員から数年に渡って性的虐待を受けたことを就職先で話す。虐待防止センターに連絡。調査等進められたが、年数が経過していること、虐待を行ったと本人がいっている職員自身及び施設の長が否認していることからが虐待の判断に至らず終結。本人は改めて警察に相談すると言っていたがその後の経過は把握していない。

#### 【事例2-2】 40代・女性・精神障害・心理的虐待・性的虐待

A型事業所の理事長による暴言、女性利用者の方に腕を回すといった性的嫌がらせに対し、本人が拒否できなかつたため長く続いていた。本人より事業所に相談。虐待防止センターへ通報。その後、他利用者の件でも通報があったようで市の調査が入る。虐待と認定されたかは不明。その後、利用者は退職に至る。

#### 【事例2-3】 40代・女性・知的障害・その他

本人には成人した2人の子供がいる(夫とは1年半ほど前に死別)。その内の一人(本人が利用している同一法人の他のB型事業所を利用)から、「職員Kが家に来た。お母さんとキスをしていた」との訴えあり。Kと本人に事実関係を確認。本人は「Kが好き。自分から誘つた」と言い、Kも、誘われ自殺をほのめかされたりしたため付き合ったが支援者としては絶対に許されないこと、と交際を認め辞表を提出。性的虐待ケースとして家族と市へ報告。娘が本人との同居を嫌い、別居を希望しているためグループホームの利用を検討中。娘が家を出た後、本人が独り暮らしするには心配が多いため、遠方にいる異父姉を交えて今後の暮らし、支援について相談中。

### II 日中支援事業所の虐待

#### ★ 生活介護や日中一時支援利用中の支援者からの虐待。

#### 【事例2-4】 10代・女性・知的障害・身体的虐待・心理的虐待

通所先(日中一時)の特定の職員に「はやく帰ればいい。バカ、大嫌い」等と言われたり、背中を押されたりする。本人から母へ相談。母から事業所に相談したが、そのような事実はないが対応については気をつけるとの回答。母子、通所先を変更。母、市へ相談。利用を止めたものの事業所を注意してもらいたい。通所先へ訪問し聞き取りを行う。具体的な事案は見つからず、既に通所先が変更されていたので終結となる。

#### 【事例2-5】 40代・女性・知的障害・性的虐待

本人の弟から「今年に入ってから通所先の施設職員より卑猥な発言があり、職員と法人の相談支援担当者で謝罪に来たが聞いてないか」との話があり発覚。市、虐待防止センター、本人、養護者、通所先当該職員、現場に居合わせた施設職員、総合施設長に事実確